

**令和4年度神奈川県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者  
実践研修 募集要領  
[SJ4・SJ5コース]**

本研修は、特定非営利活動法人 シーガル研修・研究機構が、神奈川県からの指定を受け、神奈川県が定めた「神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領」に基づいて実施するものです。

## 1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

## 2 指定研修事業者

特定非営利活動法人シーガル研修・研究機構（指定番号：004）

## 3 研修課程と募集定員

研修課程：サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 実践研修

募集定員：120人（2コース合計）

## 4 受講資格（研修対象者）

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修課程（基礎研修、補足研修）を修了後、実践研修受講開始前までに2年以上かつ360日以上<sup>1</sup>の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある者で、指定障害福祉サービス事業所等において、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとする者。（2ページ「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修 受講資格フローチャート」参照）

### 【留意事項】

#### ア 基礎研修課程を修了とは

「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修」及び「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者補足研修（相談支援従事者初任者研修講義部分）」のいずれも修了すること。両研修のどちらか遅い修了日が基礎研修課程の修了日となる。

イ 実践研修受講開始日は、事前にeラーニングによる講義視聴の関係により、各演習日の一週間前とする。そのため、アの基礎研修過程終了日から各演習日の一週間前までに2年以上かつ360日以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験が必要です。

ウ 上記イより今回の実践研修の主な対象者はSJ4コースは令和3年1月17日、SJ5コースは令和3年2月28日までにサービス管理責任者等補足研修（または相談支援従事者初任者研修講義部分）、サービス管理責任者等基礎研修を修了したものを想定する。

エ 平成31年3月31日までに両研修（旧分野別研修、補足研修）を修了している方は、当該研修を受講する必要はありません。ただし、令和5年度末までに更新研修の受講が必要です。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修 受講資格フローチャート

当研修の受講資格のある者は、以下のフローチャートにおいて、A・Bのいずれかに該当する者であって、神奈川県内の指定障害福祉サービス事業所等においてサビ管・児発管として従事している者又は従事しようとする者となります。

令和4年度サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者 研修受講フローチャート

平成30年度以前にサビ管研修（旧分野別研修） 又は児発管研修（旧研修）を修了している	
はい	いいえ

サビ管・児発管「補足研修等」(※5)を修了している		
平成30年度以前に修了	令和元年度以降に修了	修了していない

サビ管・児発管「更新研修」の受講対象者です。  
令和5年度末まで経過措置あり(※6)

両研修修了後（基礎研修課程修了後） 相談支援業務又は直接支援業務に従事した期間が2年以上ある	
はい（2年経っている）	いいえ（2年経っていない）

サビ管・児発管「実践研修」の受講対象者です。 **B**

令和元年度以降のサビ管・児発管「基礎研修」を修了している	
はい	いいえ

実務経験要件があればサビ管・児発管「基礎研修」の受講対象者です。

サビ管・児発管「補足研修等」(※5)を修了している	
はい	いいえ

サビ管・児発管「補足研修」(※5)の受講対象者です。

両研修修了後（基礎研修課程修了後） 相談支援業務又は直接支援業務に従事した期間が2年以上ある	
はい（2年経っている）	いいえ（2年経っていない）

実務経験の従事業務が対象となるか不明な場合は、事業所を指定する行政に問合せください。（問合せ先は、p11(2)を参照）

サビ管・児発管「実践研修」の受講対象者です。 **A**

現時点で対象となる研修はありません。  
相談支援業務又は直接支援業務に従事した期間が2年以上になったら実践研修の受講対象となります

#### A 実践研修受講対象

基礎研修課程（※1）を修了後、実践研修の受講開始日前5年間に指定障害福祉サービス事業所等において通算して2年以上（※2）、相談支援の業務（※3）又は直接支援の業務（※4）に従事した者

#### B 実践研修受講対象

平成31年4月1日までにサービス管理責任者研修（旧分野別研修）を修了した者であって、同日以後にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者補足研修等の修了者となった者（Aに定める相談支援又は直接支援の業務に従事した者に限る）

※サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修と補足研修はどちらを先に受講するかは問わない

#### ※1 基礎研修課程を修了とは

「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修」及び「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者補足研修（相談支援従事者初任者研修講義部分）」のいずれも修了すること

#### ※2 2年以上とは

業務に従事した期間が2年以上であり、かつ実際に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいう

#### ※3 相談支援の業務とは

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

#### ※4 直接支援の業務とは

身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

#### ※5 補足研修とは

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者補足研修（相談支援従事者初任者研修講義部分）のこと。本県では、特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク（県指定）が実施しています。

#### ※6 更新研修の経過措置とは

研修体系の見直し（平成31年4月）から、施行後5年間は更新研修受講前でも引き続きサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として業務が可能となっていることをいう

## 5 研修カリキュラム

神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領に基づき、「サービス管理責任者研修事業の実施について」（平成18年8月30日障発0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添「サービス管理責任者研修事業実施要綱」で定める「サービス管理責任者実践研修」及び「児童発達支援管理責任者実践研修」の標準カリキュラムにより、原則として、**講義・演習を2日間の日程**で実施します。

事前にeラーニングによる講義視聴、演習に向けた事前課題があります。

### 【標準カリキュラム】

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修は同一カリキュラムになります。

	科目名	時間数
1	障害福祉等の制度に関する講義	1時間
2	サービス提供に関する講義及び演習 ・モニタリングの方法 ・個別支援会議の運営方法	6.5時間
3	人材育成の手法に関する講義及び演習 ・サービス提供職員への助言・指導について ・OJTとしての事例検討会の進め方	3.5時間
4	多職種及び地域連携に関する講義及び演習 ・サービス担当者会議等におけるサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の役割 ・自立支援協議会を活用した地域課題の解決に向けた取り組み ・サービス担当者会議と自立支援協議会の活用についてのまとめ	3.5時間
合計		14.5時間

## 6 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた令和4年度研修実施方針

令和4年度の「実践研修」の講義の一部（3時間程度を予定）については、原則、遠隔教育システム等を活用し、遠隔化により行います。

技術的な理由等で遠隔化による講義の受講ができない受講者への対応として、十分な感染防止対策を実施した上で、所定の会場で講義映像を視聴する放映会方式を実施します。（定員あり）

演習については、遠隔教育システム等の活用は困難であることから、十分な感染防止対策を実施した上で、小規模・分散化による集合研修方式で実施します。

研修運営にあたり受講者や研修講師、事務局職員等への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、次の対策を行います。

- ・研修会場の50%を目安に研修定員を設定します。
- ・研修会場の準備においては、机、イス、ドアノブ、使用備品など、あらかじめ消毒を行います。
- ・研修開催中は、3つの密を避けるため、定期的な換気等を行います。
- ・研修中は、マスクの着用、手洗い、消毒液による手指消毒の周知・励行します。
- ・感染の疑いがある場合等、必要に応じて氏名・連絡先等を公的機関に提出します。（その場合は事前に施設宛てにご連絡します）
- ・受講受付時に体温の報告または検温をしていただく予定です。発熱が認められる場合は、受講をお断りする場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

## 7 研修の実施方式、コース日程及び会場

### (1) カリキュラムに基づく講義の一部について

カリキュラムに基づく講義の一部（3時間程度を予定）は、次のア及びイの方法により実施し、受講者は、いずれかの講義を受講するものとします。

#### ア 講義（映像配信）

指定研修事業者が収録し、所定のインターネット上（以下、ウェブ）の遠隔教育システム（以下、eラーニングサイト）において配信する講義映像（3時間程度を予定）を受講者は各自可能な環境下において、演習日の前日までに視聴を完了します。講義の視聴と演習日の受講を逆転することはできません。演習日2日前までに視聴終了されていない場合、当機構より連絡する場合があります。

動画の視聴には通信料が発生します。スマートフォンでの視聴を避けるなど、通信制限がかからない環境下での視聴を推奨いたします。

なお、動画の全部または一部について、録画・録音・複製・使用・第三者への配布（動画視聴のためのID、パスワードを第三者に提供することを含む）を禁止します。

※ 映像配信：令和4年12月1日～令和5年3月31日（演習前日までに必ず視聴してください。）

※ 視聴方法等につきましては、申込時に記入頂いた受講者のメールアドレスに必要なIDとパスワードを共にお知らせします。（令和4年11月末を予定）

#### イ 講義（放映会）

感染症の感染拡大防止のため、受講者は、原則、上記アの方法により講義を受講します。しかしながら、ウェブでの視聴が困難な受講者については、指定研修事業者への申出により、指定研修事業者が指定する放映会に出席し、指定された日程・会場で、同講義映像を視聴します。放映会の参加には申込時の申請が必要です。

※放映会日程詳細は、受講可能になった場合、個別に受講者へご連絡いたします。

### (2) 演習のコース日程及び会場

演習				
コース	定員	日程	時間（予定）	会場
SJ4 コース	60名	令和5年1月24日（火）、25日（水）	〈1日目〉 9：30～18：30	ユニコムプラザさがみはら
SJ5 コース	60名	令和5年3月7日（火）、8日（水）	〈2日目〉 9：30～18：30	

#### 【留意事項】

- ① SJ4・SJ5コースの一括募集です。

## 8 受講料

受講料：28,000円（税込）

※受講料の振込方法は受講決定通知に同封して送付します。

※納付済の受講料については、いかなる理由があっても返金できませんのでご注意ください。

※受講料の振込手数料・会場までの交通費その他については受講者負担にてお願いします。

## 9 「実践研修」神奈川県指定研修事業者

### (1) 「実践研修」を担当する指定研修事業者

今年度は、下表の指定研修事業者が本研修を実施します。

### (2) 内容 全3事業者共通です。

### (3) 研修の申込

受講希望者は複数の指定研修事業者にまたがったの申込は出来ません。希望日程を確認し、その開催研修事業者に申込みをしてください。複数に同時申込みは、受講選別対象から除外されます。

#### 研修事業者一覧

	研修事業者／連絡先／ホームページ
1	社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 (指定番号：001) TEL：045-534-6215 URL：https://www.kfkc.jp/
2	公益社団法人かながわ福祉サービス振興会 (指定番号：002) TEL：045-210-0788 URL：https://www.kanafuku.jp/
3	特定非営利活動法人シーガル研修・研究機構 (指定番号：004) TEL：046-240-1961 URL：https://www.stro.or.jp/

## 10 申込について

### (1) 申込方法

当機構分の申し込みはホームページからの申込のみとなります。

#### ア 法人申込の場合

法人申込の場合は必ず1法人につき1名取りまとめ担当者をもうけてください。同一法人から複数のお申込みがあり、取りまとめ担当者が異なる場合、最初のお申込に記載されている取りまとめ担当者を貴法人の取りまとめ担当者とさせていただきます。

必ず法人の代表者または担当者の承諾を頂いたのち、お申込みください。

#### イ 個人申込の場合

個人で申込みをすることもできますが、選考基準での優先順位は下がります（法人からの申込者が優先されます）のでご注意ください。

### (2) 申込ホームページ（法人申込・個人申込）

当機構に申込をする場合は、次のホームページからお申込みください。

<https://www.stro.or.jp/>

通信環境等の関係でホームページよりお申込みできない場合は当機構までご連絡ください。

### (3) 申込期限 令和4年10月25日（火）

- ・ 申込期限までに当機構HPにてお申込いただいた分が有効となります。
- ・ ホームページにて申込後、当機構より受付完了メールをお送りします。申込後3～4営業日が経過しても受付完了メールが届かない場合はお手数ですが、当機構までご連絡ください。
- ・ 申込期限付近にお申込いただいた方には受付完了メールの到着が申込期限後となる場合がありますが、お申し込みは有効です。
- ・ お申し込み時にご郵送いただく書類はありません。

#### (4) 修了証書の添付について

お申し込み時に、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修「基礎研修」と「補足研修（または相談支援専門員初任者研修講義部分）」の両方の修了証書を添付していただきます。（郵送ではありません）。

修了証書をスキャン等をしてPDFにさせていただくか、スマホのカメラ等で撮影して写真のデータを用意してください。そのデータを申込フォームで添付していただきます。

#### 【留意事項】

- ①申込書の「サービス管理責任者等研修の修了状況について」には、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修「基礎研修」、「補足研修」（相談支援専門員初任者研修講義部分）の修了証書の内容を記載する項目があります（修了年月日、研修事業者名、修了研修名、修了番号）。また、申込時に上記修了証書のスキャンデータ等を添付していただきます。

修了証書を紛失し、修了証書に記載された項目が不明の場合は、修了証書の交付を受けた研修事業者（研修事業者が不明の場合は、研修を受講した都道府県）に照会し、「研修修了証明書」等の交付を受けて確認してください。指定研修事業者によって、交付を受けるための手続きに一定の期間を要することもありますので、申込期限を勘案し、余裕を持った手続きを行ってください。

なお、手続きに時間を要したことによって申込期限が過ぎた場合も、申込を受け付けることはできませんのでご注意ください。

### 1.1 受講の選考について

受講申込者が定員を超えた場合は、「神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領」の「神奈川県サービス管理責任者等研修受講者選考基準（実践研修）」に基づき受講者を決定します。

別紙2

#### 神奈川県サービス管理責任者等研修受講者選考基準（実践研修）

神奈川県サービス管理責任者等研修の受講決定について、受講申込者数が定員を超過する場合は、分野ごとに次の選考基準により受講決定を行うこと。

なお、選考について、事情を勘案する必要があると認められる場合は、神奈川県と協議の上、決定すること。

#### 〈選考基準〉

基準Ⅰ：先に県内の事業所に配置予定の受講申込者を優先し、定員に余裕があれば県外の事業所に配置予定の受講申込者を受講決定する。

基準Ⅱ：法人からの受講申込者を優先し、定員に余裕があれば個人からの受講申込者を受講決定する。

基準Ⅲ：配置予定状況により、次の優先順位で受講決定する。

- ①「基礎研修課程」修了後に、みなし配置（※）により現にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として事業所に配置されている者で、当該回に受講しなければサービス管理責任者・児童発達支援管理責任の要件を欠いてしまう者。
- ② 当該研修修了後に新規指定事業所又は既存事業所のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置される予定の者で、当該回に受講しなければサービス管理責任者・児童発達支援管理責任の要件を欠いてしまう者。
- ③ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者「基礎研修課程」の修了日が早い者

※指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）及び障害児通所支援事業又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示230号）において、サービス管理責任者等としてみなす者。

※上記選考基準により選考を行ったうえで、同法人内での優先順位を考慮します。よって選考の優先順位と法人からの優先順位は必ずしも一致しません。

※法人とはサビ管・児発管の配置が必要とされる事業所を運営する（予定）の法人のことを言う。

## 1.2 受講者の決定及び通知

- (1) 受講者は、申込み内容を審査の上で決定し、申込み時に記載のあった送付先に受講の可否の通知を送付します。
- (2) 期日までに申し込みされた内容（実務経験記載欄を含む）の確認により、受講者を決定いたします。同一法人であっても受講決定後の受講者の変更は認められません。
- (3) 受講決定等の通知は11月中旬までに発送予定です。令和4年11月15日を過ぎても通知が届かない場合は当機構までお問い合わせください。

## 1.3 事前課題

本研修では、初日の演習日までに事前課題があります。事前課題の詳細は受講決定時にご案内するとともに、所定のeラーニングサイト及び当機構のホームページに掲載します。

## 1.4 本人確認

研修当日、本人確認できる公的証明書（下記参照）の写しを本人確認証明書提出用紙（受講決定者に郵送）に貼付して受付に提出してください。コピーをした原本も確認いたしますので研修当日持参して、受付で提示してください。

公的証明書
・住民票の写し
・住民基本台帳カード
・在留カード等
・健康保険証
・運転免許証
・パスポート
・年金手帳
・生活保護受給証明書
・国家資格等を有する者については、免許証又は登録証 等

上記書類がご準備できない場合は、当機構までご連絡下さい。

## 1.5 効果測定

講義（映像配信又は放映会）時に簡易テストを、演習時には理解度を確認する効果測定をそれぞれ行います。

## 1.6 修了証書

研修のカリキュラムを全て修了（eラーニングによる講義動画の視聴、事前課題、演習日程の参加）したと認められる者に、原則、研修最終日の研修終了後に手渡しで修了証書を交付します。

実践研修の研修名は、基礎研修の研修名と同一となります。



(例)

- ・基礎研修が「サービス管理責任者 基礎研修」の場合、実践研修は「サービス管理責任者 実践研修」となる。
- ・基礎研修が「児童発達支援管理責任者 基礎研修」の場合、実践研修は「児童発達支援管理責任者 実践研修」となる。

ただし、次に該当する場合には、修了証書は交付しないことがあります。

(1) 講義

- ア 講義（映像配信）を受講した者が次のことに該当した場合  
講義終了後の簡易テストの回答を提出していない場合

(2) 演習に出席した者が次のいずれかに該当した場合

- ア 遅刻、早退をした場合
- イ 著しく受講態度が悪く（私語、居眠り、携帯電話の使用等）、繰り返し注意されていた場合
- ウ 事前課題を提出していない場合

## 1.7 個人情報の取り扱い

申込みに係る書類に記載された個人情報については、特定非営利活動法人 シーガル研修・研究機構 学則第15条に基づき適正な管理を行い、本研修事務及び研修修了者名簿の管理以外の目的に使用することはありません。

## 1.8 その他留意事項

- (1) 受講決定者は全日程を受講する必要があります。1.6に記載しているように、遅刻や早退、著しく受講態度が悪い（私語、居眠り、携帯電話や許可のないPCなどの使用等）、決められた期日までに事前課題を提出しないなどがある場合は修了証書を交付できませんのでご注意ください。
- (2) 演習会場等への来場の際は、通勤時間帯による混雑や天候等を考慮の上、ご来場ください。
- (3) 自然災害（台風等）及び事故等が発生した場合、開講が危ぶまれる時には、研修前日から当日の午前7時頃迄に、当機構ホームページにおいて段階的にご案内いたしますのでご確認ください。
- (4) その他、受講申込書類に不備が見られた場合は、受講見送りとさせていただきますのでご注意ください。
- (5) また、虚偽の内容により申込みをした場合は、修了証書交付後であっても、修了の取消し等の措置をとることがあります。
- (6) 新型コロナウイルス感染症等の社会状況により、研修方式の変更や、延期・中止となる可能性があります。その旨をご理解・ご了承ください。
- (7) 変更等があった場合は当機構のHP (<https://www.stro.or.jp>) にて掲載いたしますので確認をお願いします。

## 19 問合せ先

### (1) 本研修の申込み等に関する問合せ先

特定非営利活動法人シーガル研修・研究機構

〒242-0021 神奈川県大和市中心2-1-15 パークロード大和4C

電話：046-240-1961 FAX：046-240-1962

### (2) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務経験や配置に関する問合せ先

事業所所在地	指定機関(担当)連絡先
横浜市	<b>【障害者】</b> 横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課 Eメール：kf-syositei@city.yokohama.jp <b>【障害児】</b> 横浜市こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課 電話 045-671-4274
川崎市	川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課 ファクシミリ 044-200-3932 ※問合せはファクシミリのみでお願いします
相模原市	相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部福祉基盤課 電話 042-769-9226
横須賀市	横須賀市民生局福祉こども部指導監査課 046-822-8411 Eメール shidokansa-shogai@city.yokosuka.kanagawa.jp ※問合せは原則Eメールでお願いします
上記以外の市町村	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 電話 045-210-4717・4732

### (3) サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者「更新研修」に関する問合せ先

研修事業者／連絡先／ホームページ

特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク

(指定番号：003)

TEL：046-220-5380 URL：<https://www.kcn.or.jp/>

## 【会場案内】

SJ4～SJ5 コース 演習会場

- ・ユニコムプラザさがみはら 相模原市南区相模大野 3-3-2 bono 相模大野サウスモール 3階
- ・電車でご来場の方へ

相模大野駅中央改札口から北口デッキに出て、左手に進むと「ボ－ノ相模大野」がみえます。そのままボ－ノ相模大野 2F の中央通路を進み、エスカレーターで3階にお上りください。